

# 総合特別区域指定までの手順

1. 評価・調査検討会で議論の対象として頂きたいものとして、以下のⅠ～Ⅲの全ての評価項目(点数と定性的評価)の専門家グループの評価結果を親委員会に報告。

申請案件を以下の3分類に整理

Ⅰ	●○○計画	□□県
	●・・・計画	□□市
Ⅱ	●□□計画	○○町
	●○○計画	@@市
		・
Ⅲ	●##計画	**県
	●++計画	\$\$町
		・

以下の条件を全て満たすものを分類

〔事務局評価の足切判定で「×」判定のないもの〕  
〔専門家評価・事務局評価で「E」判定のないもの〕のうち  
Ⅰ. 専門家評価・事務局評価の点数が〇点以上のもの

Ⅱ. 専門家評価・事務局評価の点数が〇点未満〇点以上のもの

Ⅲ. 専門家評価・事務局評価の点数が〇点未満のもの

- ※ 〇点については、全体の点数分布、選定数とその対象とする候補数などにより決定
- ※ 国際は1本、地域は専門分野ごとに点数順にまとめる

(とりまとめイメージ)

※この他、申請案件別に各省庁の見解を記載する欄を設ける

提案主体名	提案プロジェクト名	政策分野	1. 専門家評価								2. 事務局評価					合計得点			
			①包括的・戦略的な政策課題の設定	②包括的・戦略的・総合的な解決策の設定	③先駆性	④熟度	⑤地域資源等の存在	⑥我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか	⑦事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか	①～⑤の合計得点×1/2	(1)新たな規制制度改革の提案	(2)国の支援のみを求めるものに該当しないものか	(3)地域の責任ある関与	(4)明確な運営母体			(5)総合特区により実現を図る目標の提案		
○○県	○○計画	a	A	A	A	A	A	.....	.....	10	①	②	③	④	⑤	①	②	A	10
											○	A	○	A	○	○	A	A	

- 1の報告の全ての評価項目に係る評価結果を総合的に検討し、評価・調査検討会においてヒアリングの対象を選定する。
- 申請者からのヒアリングを実施し、1の報告と当該ヒアリングの結果を総合的に検討し、指定を推薦する案件を明記したWGに対する報告案を策定する。
- WGにおいて、1の全ての評価項目の評価結果、3の報告案を総合的に検討し、総合特別区域推進本部に上げるWGとしての指定案を策定する。
- 総合特別区域推進本部において、総合特区の指定に係る内閣総理大臣に対する意見を策定する。
- 内閣総理大臣が、総合特別区域推進本部の意見を聴いて、総合特別区域を指定する。